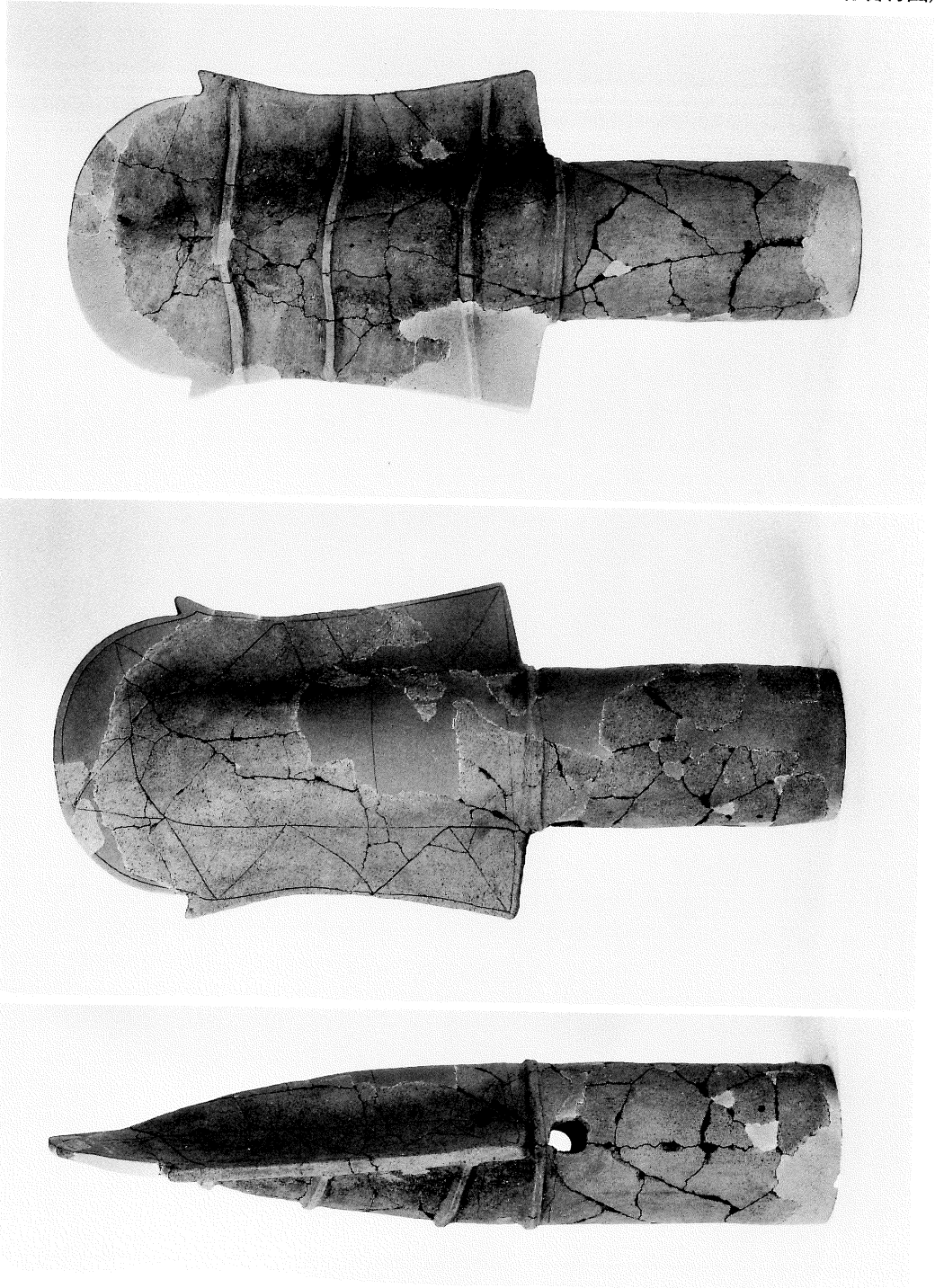


# 研 究 紀 要

第 9 号

1 9 9 2

財団法人 埼玉県埋蔵文化財調査事業団



小前田 2 号墳出土盾形埴輪

# 目 次

序

〈論文〉

若宮遺跡出土土器群の再検討 宮崎朝雄 金子直行…… 1  
—静岡県東部における押型文系土器群の出現と展開—

将監塚遺跡・古井戸遺跡における  
羽状縄紋を有する加曾利E式土器 橋本 勉…… 27  
—集落と土器研究の一視点—

土偶の破損 濱野美代子…… 43

鍛冶谷・新田口遺跡出土土器の分析—前篇— 福田 聖…… 59

古墳時代馬小考 山川 守男……103

出現期模倣坏の検討（一） 大屋道則 中村倉司……119  
—岡部町地神祇遺跡A地点資料による検討—

掘立柱建物の機能と構造 昼間 孝志……129  
—埼玉・群馬県の集落遺跡の例を中心にして—

郡家造営事始め 田中 広明……141

板碑の廃棄に関する基礎的検討（一） 宮瀧 交二……167  
—埼玉県内における井戸跡出土の板碑をめぐって—

〈資料紹介〉

小前田2号墳出土の盾形埴輪 瀧瀬 芳之……177

# 郡家造営事始め

田中 広明

**要約** 全国およそ600に及ぶ令制下の郡では、7世紀後葉を中心に郡家が造営された。郡家の遺跡は、各地で調査され資料も整いつつある。一方、郡家の研究は、郡家の比定・成立時期・構造及びその変化が問題視され、大きな成果が上がってきている。古代史学研究側からの要求でも、郡・評制の成立時期をめぐり、先行集落との関わりが問題視されてきた。

本稿では、第Ⅰ期官衙とそれに先行する集落について、まず報告されている各遺跡の実態を把握し、先行集落の構造的特徴、供給される土器群の変化を探る。そこから郡家の造営のプロセスを推定し、先行集落にみられる三つの類型、「伝統集落撤去型」・「造営集落編成型」・「先行官衙機能型」を導き出す。そして郡家造営を通じて、古墳時代後期には見られなかった強力な労働力の編成と、在地秩序の変化を考えた。

## はじめに

「始定藤原宮地。宅入宮中百姓一千五百五烟。賜布有差。」

この『続日本紀』の慶雲元年十一月壬寅条<sup>(1)</sup>は、藤原建都によって宮都の敷地内となる民衆の不動産を移転補償した記事である。その後、平城京の造営までは布・穀が支給されたが、貨幣経済の浸透した由義宮・長岡京・平安京では価が支給されている<sup>(2)</sup>。いずれにしても国家事業の大規模工事にあたり、居住・財産補償が少なからず認められていたことを示している。

はたして地方官衙の造営に当っても、このような措置が採られたのであろうか。文献史料上からこの問題に取り組むには、制約された史料からはなかなか難しい。一方、地方官衙の確認調査が進展し、第Ⅰ期官衙に先行する集落の存在が確認されるようになってきた。この集落は、それまで定住していた一般集落として布・穀を支給されたのか、それとも官衙建設に先立つ官衙の造営集落であったのか興味を持たれるところである。

地方の官衙や寺院等の大規模建築の際に、造営・建立の施設が、本格的な建物に先行して建設されていたことは充分予想される。例えば造東大寺司や造石山寺司、さらには造平城京司などの営繕に掛かる上級官衙施設から、造営のための仮設小屋までその施設は多様であろう。しかしこれらが、建設予定地に先行して直接建設されていたか、別置されたのかを知ることは、考古学的調査方法でもなかなか難しい<sup>(3)</sup>。

そこで官衙先行集落にかかる問題を、(1) 先行集落と第Ⅰ期官衙の遺構の構成変化、(2) 先行集落と第Ⅰ期官衙へ供給された窯業製品の組成の変化より分析し、郡家跡に先行する集落の特色を見出していきたい。なお本稿では、7世紀後葉から8世紀にかけて資料の比較的整っている郡家遺跡に問題を絞り込み、検討を加えることとする。ちなみに郡家に先行する集落は、1官衙造営集落、

2 古墳時代後期の伝統集落、3 第Ⅰ期官衙に先行する官衙、4 有力首長層の施設（居館・倉庫群等）等が予想される<sup>(4)</sup>。

古代の地方官衙遺跡は、継続的な発掘調査が続けられ、年次毎に詳細な調査報告書が刊行されている。そこでは詳しい考察がなされ、各担当者の斬新で気鋭な見解で拝聴すべき意見が多い。調査内容はもとより、報告書の意見を参考として前述の問題に挑戦していきたい。地方官衙の成立事情を探ることにより、古代国家の地方支配の一端、7世紀後葉に訪れた在地社会の変容等が、少しでも明らかになれば幸いである。

## 1 郡家と先行集落

各地の郡家跡とされる遺跡で、第Ⅰ期官衙と考察される官衙建物群と先行集落の関係を中心に、各郡の成立事情も交え、以下具体例<sup>(6)</sup>をもとに検討を進めることとする。なおここで郡家跡として取り上げたものは、大形の倉庫群や政庁建物などの官衙施設、「(郡名) 厨」の墨書土器等の状況証拠の整った遺跡で、しかも郡家跡としておおむね周知されている遺跡である<sup>(6)</sup>。

### I 名生館遺跡（宮城県古川市大崎） 推定陸奥国玉造柵跡

名生館遺跡城内地区では、A期とされた7世紀後半から後葉に、区画溝・堀・掘立柱建物で構成される建物群が、官衙域を形成していた。すでに遺跡の形成初期から竪穴式住居跡を含まない官衙建物群が、編成されていたのである。ただしA期官衙群の各建物の柱穴は小形で、建物規模も小形であることは注目しておく必要がある。

官衙に先行する竪穴式住居跡群は、南小泉式期であり官衙建物とは大きく隔絶している。B期(第Ⅱ期官衙)の形成される7世紀末から8世紀始めに、官衙建物は整然とした政庁域を構成する。比較的調査の進む政庁域西側でも、先行する竪穴式住居群は構築されていない。

### II 東山遺跡（宮城県宮崎町鳥嶋） 推定陸奥国加美郡家跡

田川に面した丘陵端部を平坦に造成した東山遺跡は、倉庫群及び官衙建物群が造営されている。官衙建物造営以前には、S I 170・186・187などの竪穴式住居群がある。竪穴内部の調査や明確な出土遺物に欠け、細かな年代観は得られないが、竪穴群はA期倉庫群に切られている。またA期は、8世紀前葉から中葉とされている。しかも散在的に栗罎式土器新段階の土器片が出土している。集落は、この段階に限定していたのであろうか。

官衙遺構は、平坦部全体に及び官衙以前の竪穴式住居跡も確認されている。平坦部の造成は、竪穴式住居跡の構築にかかる段階といえよう。

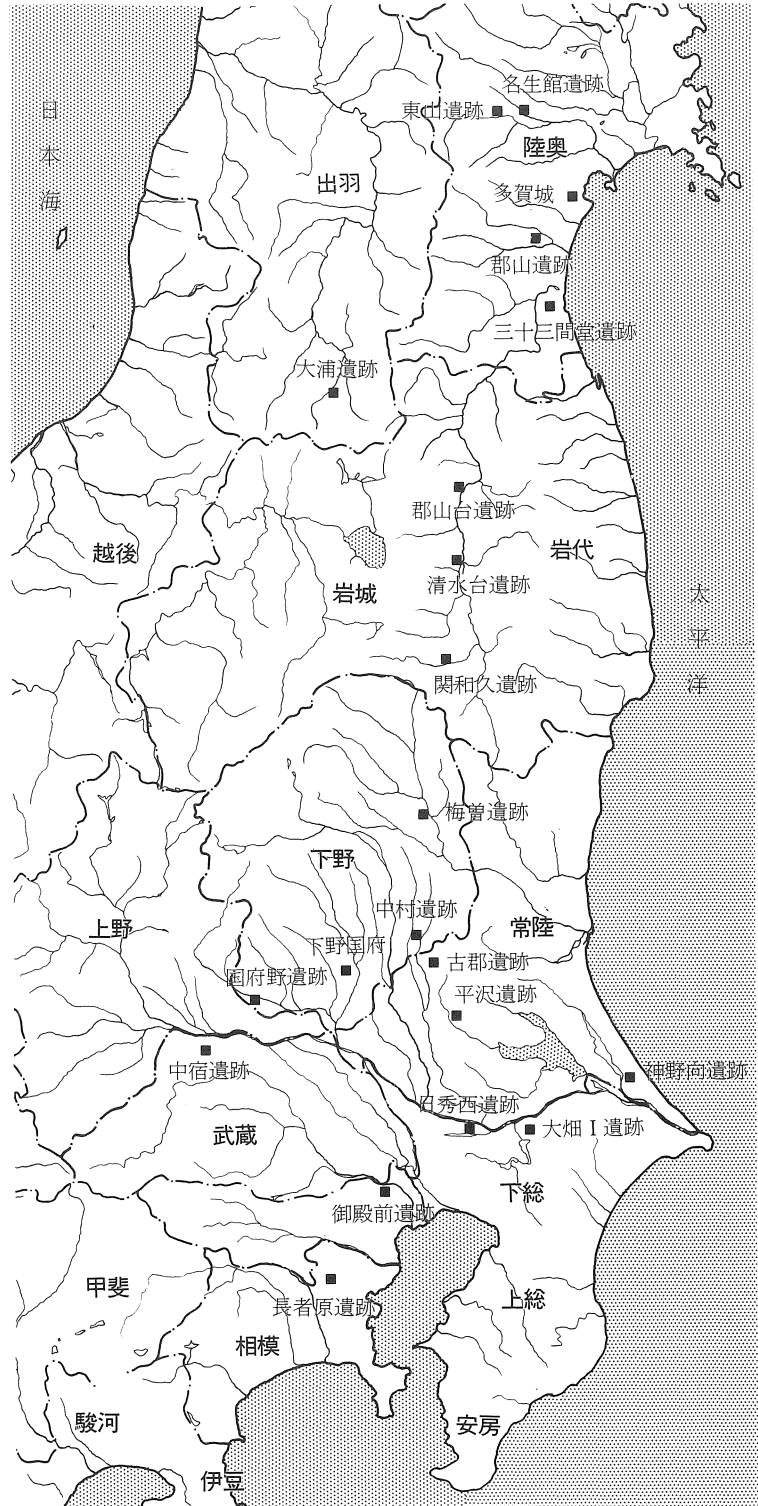
### III 郡山遺跡（宮城県仙台市郡山） 推定陸奥国名取郡家跡・陸奥鎮所跡等

郡家・国府・多賀城の前身の官衙・城柵等、様々に推定されている郡山遺跡は、棟方向・規模等の異なる二期の古代官衙と付属寺院から構成されている。Ⅰ期官衙は、部門別建物群が、堀や溝で遮蔽され院を形成している。またⅡ期官衙は、二重の柵木で方形に囲まれた実務官衙域と、南に隣接する郡山廃寺から構成される。

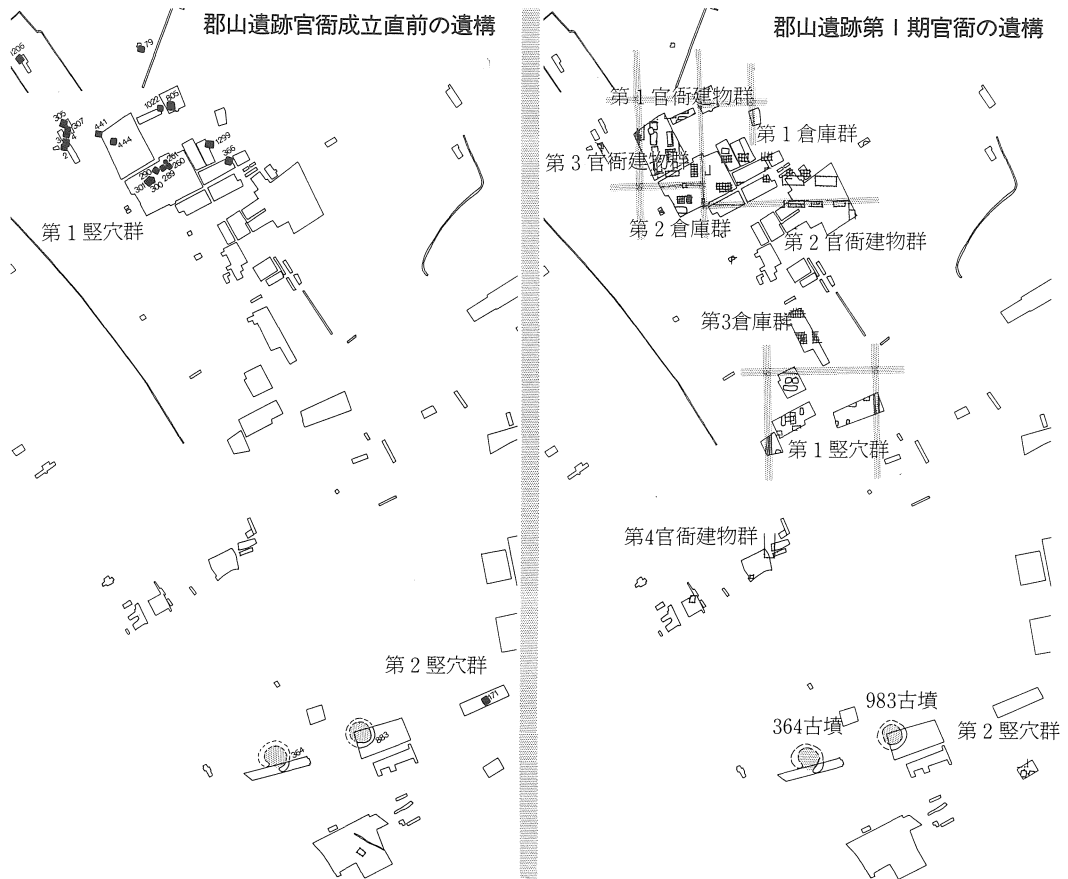
郡山遺跡は、五期にわたる変遷が確認されその3期・4期がⅠ期官衙・Ⅱ期官衙に相当する。こ

れに先行する1期は（弥生時代～）南小泉式期、2期は栗田式<sup>7)</sup>期の集落で直接官衙に先行する集落である。土師器の型式学上は、2期と3期の境が明瞭ではない。すなわち2期と3期の遺構は連続し、集落の遺構が短期間に編成・廃絶されていたことを物語っている。先行集落と第I期官衙との棟方向（N-30~35°-E）は重なる部分が多く、両者は共通した編成原理で構成されていたといえよう。

先行集落は、20軒の竪穴式住居跡が確認されている。第I期官衙の北半に集中する一群（北群）と、郡山廃寺と東方官衙の中間地点（1軒のみ）の一群（南群）である。第I期官衙の造営によって、北群の一部は南方の竪穴群へ編成されたと考えられる。しかも第I期官衙の第3倉庫群と第2官衙建物群、および第1竪穴群は、先行する竪穴式住居跡との重複もみられず、第I期官衙の内でも先行集落（北群）と併存して造営された可能性も捨て切れない。なお北



第1図 本稿で分析の対象とした郡家跡



第2図 郡山遺跡の変遷

群は、重複関係のある竪穴があり、さらに細分することが可能である。

また南群は、SD364・SD883（南小泉式期の円墳の周溝の一部）という円墳と第I期官衙の段階まで併存していたと考えられる。郡山廃寺の建立にともない、竪穴群の移動・円墳の削平が行なわれたのであろう。勾玉・管玉・金銅製耳環が、他の調査区からしばしば確認されておりこれを裏付けている。

先行集落には、長方形竪穴は見られない。しかし第I・II期官衙では、長方形竪穴<sup>6)</sup>が、他の掘立柱建物跡と棟方向をそろえ、しかも掘立柱建物跡の隣棟間に嵌り込むように存在している。一般的にこの竪穴が、各種の手工業製品の工房跡とされ、郡山遺跡でも鍛冶や鋳銅にかかわる遺物を伴い発見されている。第I期官衙の第1官衙建物群・第2倉庫群・第1竪穴群にみられ、官衙機能に直結した手工業生産に当たっていたらしい。このことは、御殿前遺跡の分析を考えるうえで興味深い。

#### IV 大浦遺跡（山形県米沢市大浦） 推定出羽国置賜郡家跡

8世紀前半に大浦遺跡では、まず4軒の竪穴式住居が構築され、その後官衙建物が造営された。しかも報告書によるとこの4軒の竪穴式住居跡が、「全て粘土層と黒土の混土層とで版築したように意図的に埋め立てられている状況」（米沢市教育委員会 1991）と説明され、短期間のうちに構築→

使用→廃棄させられたと解釈されている。とくに HY258以外の竪穴式住居跡には、ほとんど出土遺物がなく、「持ち去り」等の状況を説明しているようである。

大浦遺跡の官衙建物は、三期の変遷が確認される。8世紀中葉から始まる第Ⅰ期官衙は、並行する3棟の3×4間の掘立柱建物と、小形の掘立柱建物、さらに井戸跡から構成される建物群で、置賜郡家の実務官衙部門を担っていたと考えられる。この部門が、具注暦（漆紙文書）の出土や、塀による区画を後に採用するのも示唆的である。

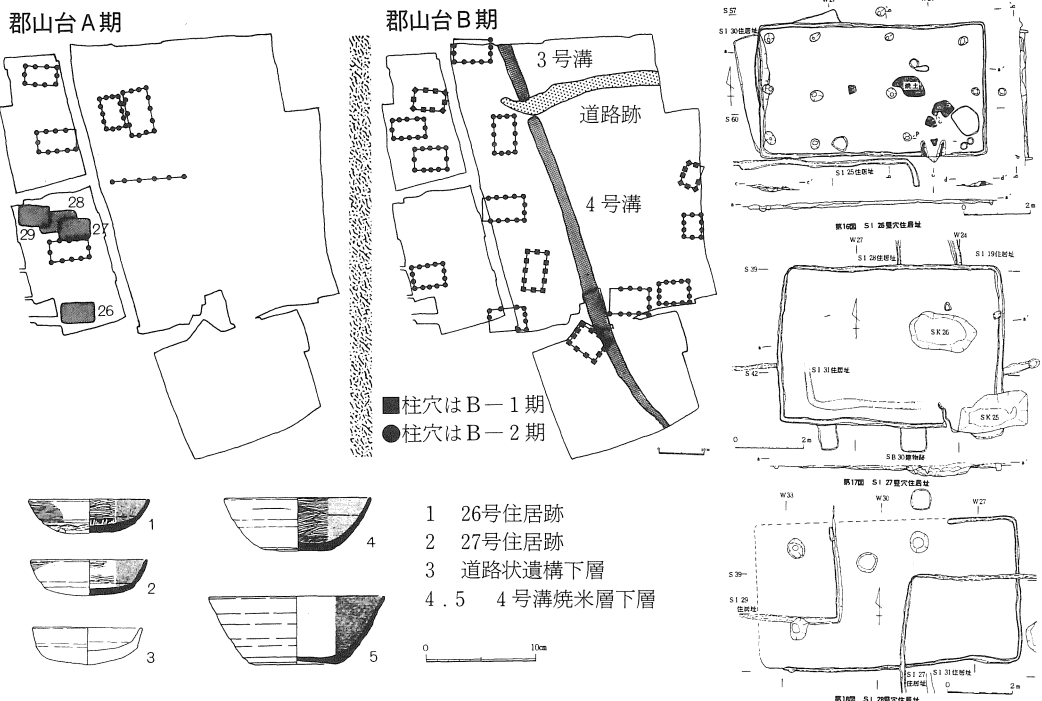
手塚孝氏によると、置賜郡の郡家跡は、4～5回の移転が推定され、大浦遺跡はそのⅡ期に該当する。また竪穴群は、「官衙建設にともなって大浦の集落が、強制的に移転された状況」（米沢市教育委員会 1991）とされている。

V 三十三間堂遺跡（宮城県亘理郡亘理町逢隈下郡字椿山） 推定陸奥国亘理郡家跡

阿武隈川へ突き出た丘陵北端の頂部を一部平坦に造成し、三十三間堂遺跡は造営されている。北地区は実務官衙ブロック、南地区は倉庫群としてそれぞれ概ね方形に巡る溝で区画している。出土遺物から9世紀を前後する年代観が与えられている。奈良時代に郡内の他所にあった郡家が、ここへ移転してきたものと考えられる。先行する竪穴群は確認されていない。

VI 郡山台遺跡（福島県二本松市郡山台） 推定陸奥国安達郡家跡

『延喜式』卷二十二（民部上）の陸奥国の注に「延喜六年正月二十日分安積郡置安達郡」とある。この安達郡の推定郡家とされるのが、郡山台遺跡である。従来この記事から安達郡家は、延喜六(906)年以降に建設されたと考えられていた。しかし7次にわたる確認調査の結果、先行する官衙の存在



第3図 郡山台遺跡の変遷と長方形竪穴



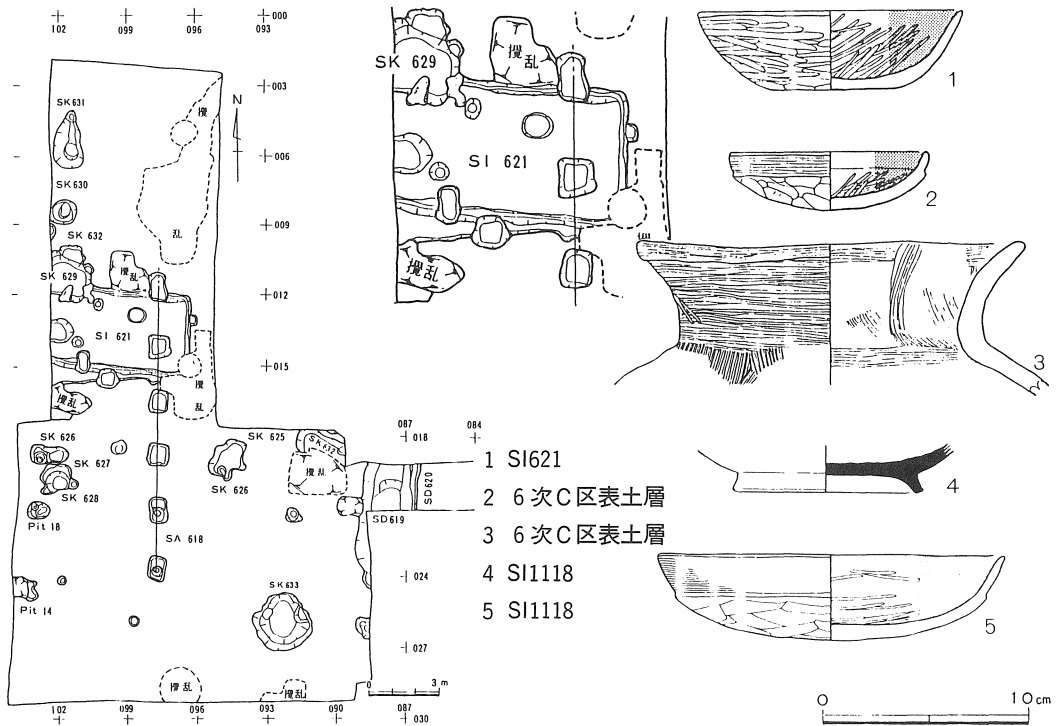
が明らかになった。

郡山台遺跡は、大量の焼米が出土した倉庫群と小規模な廃寺(郡家付属寺院)、及び両者に挟まれた官衙ブロックから構成されている。官衙ブロックは、4期(A期、B-I期、B-II期、C期)の変遷がみられ、大規模な官衙ブロックの改編が行なわれたB-II期こそ、安積郡から安達郡が分置された段階とされている。

これに先行するA期・B-I期は、安積郡内の公的実務機関として分掌された建物群と推定されている。しかもA期は、国分寺下層期の竪穴式住居跡(SI27)に切られた掘立柱建物跡(SB30)が存在することから、8世紀の後半以降から官衙として機能していた可能性がある。このA期の遺構は、掘立柱建物跡5棟・塀1か所・竪穴式住居跡5棟から構成され、竪穴式住居跡が重複して確認されていることからさらに細分が可能と思われる。

掘立柱建物は、他の郡家の例と比べてもそれほど大形ではない。事務部門を担当する雑舎といえよう。竪穴式住居跡は、全て長方形竪穴でいわゆる工房跡とされている遺構である。長方形竪穴が激しく重複し、出土遺物も少ないが、若干国分寺下層式の土師器を出土している。A期に先行する遺構としては、栗田I式土器を伴うSI01・02・19・20・21・32の竪穴式住居跡がある。しかしその後の遺構群に直接繋らない。このことから第I期官衙の編成は、栗田式期の集落が移動して、半世紀近くのブランクを挟んで行なわれたらしい。

この点から郡山台遺跡は、先行する明確な造営集落は見出し難い。しかし安積郡の経営上、郡山台遺跡が行政の一部門を分置され、事務・工房等の施設を機能させていたと考えられる。このこと



第4図 清水台遺跡古代官衙以前の土器と長方形竪穴

が東に広がる倉庫群を造営し、潜在的な新郡成立の原動力を担っていたことを示すのであろう。

#### VII 清水台遺跡（福島県郡山市清水台） 推定陸奥国安積郡家跡

郡山市の市街地に位置する清水台遺跡は、都市型発掘のため細かい調査が、十数次に亘り続けられ全体像もおよそ見えてきている。政庁域内郭を区画する溝が確認されたことから、中央から北半分は政庁域・厨家・雑舎群、南半分が倉庫群として編成されていたようである。

政庁区画溝の内外には、郡家を構成する掘立柱建物群があり、長方形堅穴も内郭外（西側）に混在している。長方形堅穴の SI621からは、韃の破片が出土している。カマド焼き口部から土師器坏形土器が出土し、8世紀の後半から末の年代観が与えられている。調査者の所感によると、一時に埋められた状況のようで、郭内の再編成に当り操業を停止したのであろうか。

ところで政庁域には、政庁が造営されるまで南小泉式期の2基の小円墳が、残存していたと考えられる。各調査区で滑石製勾玉・剣形等が存在していることから、古墳はさらに増加するかもしれない。その後、栗田式新段階に堅穴式住居で構成される集落が編成される。SI511・1118等で構成される集落には、長方形堅穴が含まれていない。官衙の機能時は、堅穴式住居が掘立柱建物と重複していることから、集落へ再編成されたのであろう。

#### VIII 関和久遺跡・関和久上町遺跡（福島県泉崎村関和久） 推定陸奥国白河郡家・白河軍団

関和久遺跡及び関和久上町遺跡は、陸奥国の白河郡家ないしは軍団とされている。関和久倉庫群・関和久官衙域・上町地点堅穴群・高福寺跡地点官衙域・関和神社下地点堅穴群から構成され、阿武隈川の対岸には、借宿廃寺がある。

これら郡家を構成する各ブロック（院）で、先行する堅穴式住居跡が確認されている。関和久倉庫群 SI12、関和久官衙建物群 SI44・60・84、関和神社下地点堅穴群 SI13、高福寺跡地点官衙建物群 SI56・57である<sup>(9)</sup>。先行する堅穴式住居跡は、全て栗田式新段階の土器を出土する。堅穴式住居跡の棟方向は揃わず、きわめて散在的である。調査区のばらつきだけでは説明できない、集落の編成原理そのものに問題があろう。この集落も、短期間できわめて規画的な官衙建物群に転換してしまう。先行集落からの遺物は少ない。

関和久倉庫群を巡る大形の区画溝からは、栗田式の新段階の坏が数点報告されており、堅穴式住居跡の移転と、倉庫群の編成に時間差はそれほどみられない。郡家機能の開始後、関和神社下地点や上町地点に堅穴式住居跡が群在する。先行集落の堅穴式住居跡が、必ずしもこの区域へ全て移転させられたとは限らない。この堅穴群は、韃羽口を出土した長方形堅穴（SX01）を含み、各種手工業品を生産していたと考えられる<sup>(10)</sup>。

#### IX 梅曾遺跡（栃木県那須郡小川町梅曾） 推定下野国那須郡家跡

梅曾遺跡は、倉庫群・官衙建物域・館から構成され、前2者は方形の連続した溝によって区画されている。倉庫群は、4×12間の大形建物（法倉）を含み、当初は掘立柱建物のみで構成されていたが、8世紀中葉を境に瓦屋の礎石建物へと移行した。複数回の重複から最も古い倉庫群は、7世紀の末から8世紀の始めに遡ると考えられる。

倉庫群に隣接する東側の区画は、明確な調査が行なわれていないが、実務官衙あるいは政庁等が存在していたと考えられる。さらに東限大溝の東側には、3×5間の二面庇付大形掘立柱建物、2×

4間の掘立柱建物、井戸、竪穴式住居跡等から構成された「館」と考えられる遺構群がある。この遺構群に長方形竪穴（X412）が付属している。

これら官衙遺構群に先行する遺構として、竪穴式住居跡の散在的な集落があるらしい。竪穴式住居跡は8軒確認されているが、詳しい報告がなく明瞭さに欠ける。しかし西ノ原用水の西に広がる倉庫群中には、竪穴式住居跡らしき遺構はみられない。また東限大溝に切られる T341・AH331は、7世紀後葉から末にかけての土師器を出土している。

#### X 中村遺跡（栃木県真岡市中） 推定下野国芳賀郡家跡

下野国芳賀郡家の推定地としては、中村遺跡と堂法田遺跡が上げられている。両者とも版築遺構による倉庫群が確認されている。堂法田遺跡の性格が、判然とせず実態がつかみづらい。調査者は堂法田遺跡を郡家跡とし、中村遺跡を①郡倉別院、郷倉②郡衙との関係ある郷の行政的建物③郡衙の外向機関的建物等を上げながら（日本窯業史研究所 1984）も①を肯定し、渡河を主目的とした芳賀郡の税物格納施設である郡家別院・郷倉としている。しかし郡家の移築・移転といった事態も積極的に考慮すべきである。

中村遺跡の建物群の変遷は、5期にわたることが確認されている。I期に版築遺構が造られ、その後9世紀まで掘立柱建物群（II～V期）の構築がみられる。版築遺構中から瓦片（8世紀後葉）が出土し、版築遺構に先行する瓦葺建物の存在が予想される。

さらに正倉院北限溝の北側の8次調査で確認された2・3号住居跡は、8世紀中葉の土器を出土しており、版築地業の造営にかかる段階の住居跡である。報告書では、「I期初頭頃に、郡倉別院に従事あるいは建立（整備）に携わった人物の住居跡」（日本窯業史研究所 1984）とされる。

#### XI 國府野遺跡（栃木県足利市伊勢町） 推定下野国足利郡家跡

版築遺構3基、掘立柱倉庫群6棟が確認されている。先行する遺構等は不明である。調査者は、國府野遺跡を國府正倉とする（足利市教育委員会 1987）が、今までの例から考えて郡家倉庫群の一部であろう。

#### XII 古郡遺跡（茨城県協和町古郡） 推定常陸国新治郡家跡

発掘調査された郡家跡としては、最も古い古郡遺跡は、高井悌三郎氏等によって、昭和16年10月から12月にかけて、版築遺構の確認を中心とした調査が行なわれている。その報告書（高井 1944）の「考説」をまとめると、以下の通りである。

古郡遺跡は、十字トレンチによる調査で4群の版築建物群を確認している。東群は13棟確認され焼米が出土することから『日本後紀』にある「弘仁八年冬十月癸亥。常陸国新治郡災。焼不動倉十三宇。穀九千九百九十斗。」を示すと考えられる。北群25棟は倉庫、南群4棟は穀倉、西群9棟は郡司の「住宅」とされている。「住宅」は、群馬県赤堀茶臼山古墳の出土家形埴輪が比較資料として上げられている。

高井報告はこのように要約できる。ただ西群9棟は、他の遺跡の例から次のように考えられる。西群は、大きさの異なる版築遺構が、非対称に配置されている。豪族の住宅や非対称形の政庁を倉庫群内に配置する郡家は、今のところ確認されていない。この遺構群は豪族の居宅<sup>(11)</sup>と限定せずに、倉庫を管理する郡家内の一機能をもつ建物群としておく。西1・2・3・4・5号建物も小形

の建物群が西隣し、事務部門が分置された形態であろう。また北群22・25号棟は、横長の大型倉庫であり、棟方向を揃えて存在している。梅曾・日秀西・平沢遺跡等でも確認されており、いわゆる「法倉」と考えられる。

なお版築遺構の範囲確認調査のため、先行する集落や官衙群を構成する掘立柱建物群などは確認されていない。

### XIII 平沢遺跡（茨城県つくば市平沢字平） 推定常陸国筑波郡家跡

平沢遺跡は、台地の縁辺を方形に囲む溝で区画された中に倉庫群を構成する。この正倉院は、当初掘立柱倉庫群で構成され、8世紀後半に瓦葺き建物へ変化している。これは中台廃寺や常陸国分寺等の出土瓦の比較から明かとなっている<sup>(12)</sup>。

竪穴式住居跡も7軒確認されている。黒沢彰哉氏の観察によると、鬼高式土器の新しい段階の土器群が竪穴群に供給され、竪穴式住居から成る集落が、7世紀後半代に一時期存在していたようである。しかも掘立柱建物とは棟方向も異なり併存していない。

### XIV 神野向遺跡（茨城県鹿島町神野向） 推定常陸国香島郡家跡

『常陸国風土記』香島郡の条に「其社南、郡家北、沼尾池（中略）前郡所置」とある。新旧二か所の郡家の存在を示唆する記事や出土遺物の年代観から、神野向遺跡は新造の郡家とされている。このことから神野向遺跡の郡家としての成立は、『常陸国風土記』編纂にかかる和銅六年（713）以前といえる。

倉庫群・政庁域共に三期の変遷（厨家は四期）が確認され、相互に大きな改編が訪れたことを物語っている。先行する集落は、7世紀後半から8世紀初頭の竪穴式住居群から構成されている。7世紀の後半と考えられるSB776を除き、13軒の竪穴式住居跡が確認されている。トレンチ調査のため竪穴式住居跡は、散在的である。だが倉庫群（正倉院）や厨家の下層に、竪穴式住居跡が集中する可能性がある。しかし政庁域に竪穴式住居跡はみられない。厨家や倉庫群に先行し、政庁域が形成されたのか、空閑地に政庁を設定したと考えられる。先行集落は、官衙建物群と棟方向が全く異なることから、他の区域へ再編成されたと考えられる。

先行集落には、工房跡とされる長方形建物跡（SB1295）が確認されている。政庁の南、倉庫群の東という位置で、竪穴式住居跡等希薄な区域である。またSB945は、平安時代に入る長方形建物である。なお神野向遺跡の場合、政庁機能時（8世紀～9世紀代）の竪穴式住居群が確認されておらず、今後の調査に期待される。

### XV 日秀西遺跡（千葉県我孫子市日秀） 推定下総国相馬郡家跡

整然とならぶ倉庫群が台地を覆う日秀西遺跡は、下総国相馬郡家の正倉群と考えられる。倉庫群は、基礎工法の違いから礎石建物・掘立柱坪掘り建物・掘立柱布掘り建物等がみられるが、工法による建物群のまとまりはみられない。それは倉庫群が、郡内の徴税の変化、倉庫の損耗に併せて逐次造営されていったためである。正倉を院として区画する溝・堀がみられず、倉庫群以外の事務官衙建物（雑舎）が、隣地にないなど問題の残る遺跡である<sup>(13)</sup>。

しかし日秀西遺跡の最大の特徴は、5世紀後葉から続く伝統的な継続集落が、相馬郡家の正倉群の造営に伴い移転させられた可能性のあることである。日秀西の集落は、下総の他の古墳時代後期

の集落と同様、6世紀の後葉にピークとなる遺跡である。一方関東地方の古墳時代後期の集落は、7世紀の末から8世紀の始めにかけて再編成（移動・途絶等）され、律令時代的集落へ変貌する傾向にある。相馬郡の倉庫群が、日秀西へ営まれたのは、その運動の一つであろう（田中 1992）。

日秀西遺跡の集落をさらに細かく検討する。5世紀後葉からおよそ30年ごとに建てられた竪穴式住居の総数の変化を探ると、1（軒）→5→12→22→36→32→25→19→3となり、8世紀の初頭に激減したことが分かる。この一段階前の7世紀の後葉の集落は、19軒の竪穴式住居と4棟の掘立柱建物から構成されている。とくに2×6間の長屋の存在は、その後倉庫群として再編成されていく予兆であろうか。また最終段階の集落は、平均45°前後傾いている。

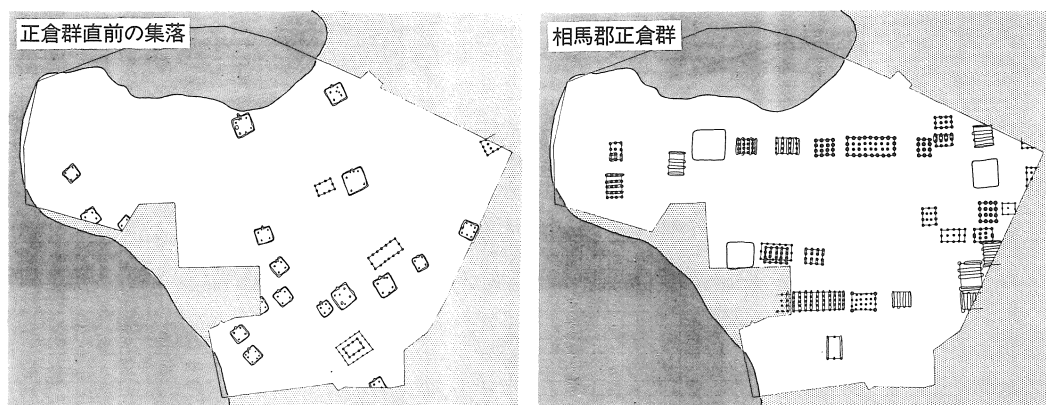
倉庫群は、この集落に覆い被るように造営されている。実務官衙が伴わないことからすると、日秀西遺跡は、別置された正倉群（院）とも考えられる<sup>(14)</sup>。一定の専有面積を必要とする正倉院の造営は、広いオープンスペースの確保できた日秀西が選ばれ、集落の移動（編成）を余儀なくさせたのであろう。幸い7世紀末から8世紀始めにかけて、集落の再編成が進められていたため、両者は急速に結実したと思われる。

#### XVI 大畑Ⅰ遺跡他（千葉県印旛郡栄町酒直） 推定下総国埴生郡家跡

酒直遺跡第1・2・3地点、向台遺跡、大畑Ⅰ・Ⅱ-2・Ⅱ遺跡等から構成されている栄町竜角寺南西の遺跡群は、埴生郡家跡とされる。この遺跡群の過程をみると、130基に及ぶ竜角寺古墳群を形成した古墳時代後期の集落が、それぞれの遺跡でまず編成された。ちなみに古墳時代後期の竪穴式住居跡は、酒直遺跡第1遺跡-2（軒）、酒直遺跡第2遺跡-66、酒直遺跡第3遺跡-106、向台遺跡-10、大畑Ⅰ遺跡-60、大畑Ⅰ-2遺跡-43、大畑Ⅱ遺跡-0の287軒である。

7世紀後葉になると、古墳時代後期集落がすでに樹枝状台地の細尾根の高所を占めていたため、埴生郡家跡の遺構群は、やや低い平坦地や古墳間の空閑地を巧みに利用しなければならなかった。だが郡家機能の拡大化にともない、居住域や墓域は駆逐されていった過程が、発掘調査によって明らかにされている。

遺構群の変化を『大畑Ⅱ遺跡』の記述によると、「古墳時代後期から酒直から竜角寺に続く台地の頂部は竪穴住居が好んで造り続けられていたため、やや低くなる古墳群側の空閑地を利用して官衙



第5図 日秀西遺跡の変遷

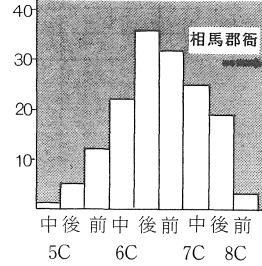
施設を建て始め、手狭な状況にあったので墓域の一部も利用することとなったが、やがて竪穴住居も排除せしめ空間が確保されて、徐々に西側へと中心を移しながら官衙施設が整備されていくと考えることができる。(P46)」とある。

重視すべきは、竜角寺113号墳を削平して掘立柱建物が構築されていたり、逆に大畑Ⅰ遺跡では竜角寺7・112号墳を迂回している状況である。また風土記の丘内の大崩遺跡では、古墳群の空閑地に掘立柱建物が造られている。古墳の削平や墓域への侵入など、古墳時代後期には考えることのできなかった状況が、意図も簡単に成される。こうした観念の変化は、古墳の造墓停止、古代寺院の建立を通じて培われたのであろう。

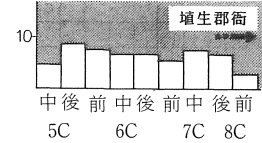
一方、主要な官衙建物群が構築された大畑Ⅰ遺跡は、さきに述べたように5世紀後葉から続く集落が営まれていた。30年ごとに竪穴式住居跡の構築数の変化をみると、5(軒)→9→8→7→7→6→8→7→3となる。また調査区南部から北部にかけて徐々に、掘立柱建物が構築されていったことが分かる。資料数の制約から日秀西遺跡のような遺跡の形成に急速なピークはみられない。隣接する酒直遺跡や向台遺跡を含め相互に変動したと思われる。

なお向台遺跡の谷部に他地域で生産された食膳具が、多量に廃棄されていた。供應等の官衙機能

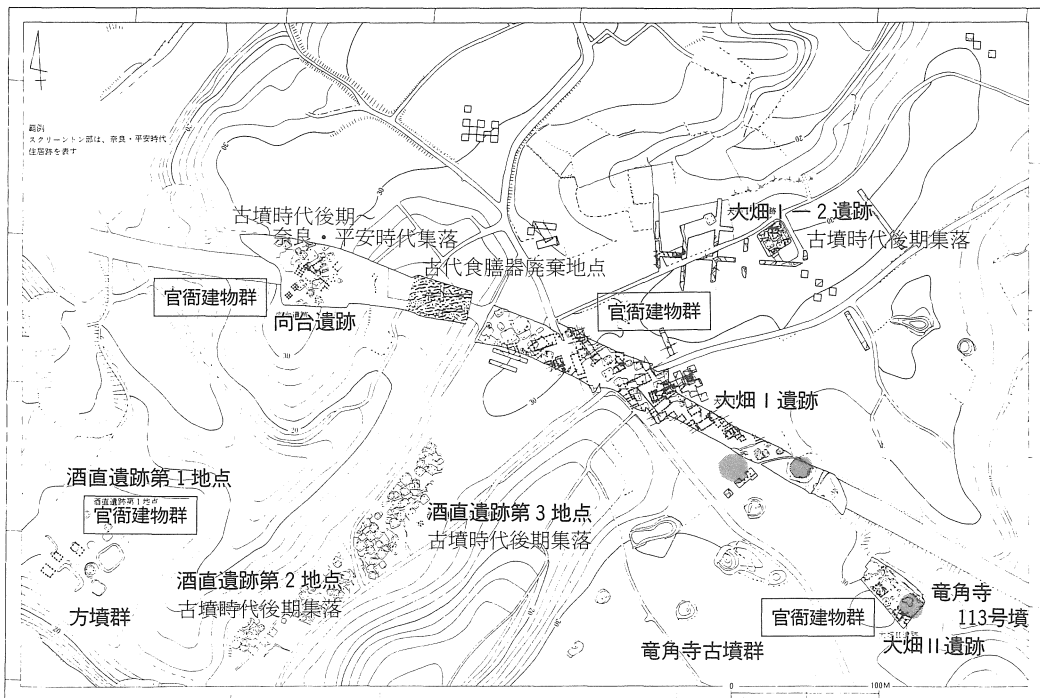
日秀西遺跡



大畑Ⅰ遺跡



第5図 竪穴式住居跡の変化



第7図 大畑・酒直遺跡遺構分布図

の一部（厨）を代弁しているようである<sup>(15)</sup>。また倉庫群は確認されていない。倉庫群は、広大な面積を必要とするため、関和久遺跡のように平地に存在した可能性も考えておく必要がある。

#### XVII 中宿遺跡（埼玉県大里郡岡部町大字岡字中宿） 推定武蔵国榛沢郡家跡

中宿遺跡は、平成3年度に行なわれた調査で大形倉庫群が確認されたことから、榛沢郡家跡に推定されている。詳細は報告書を待つとして、平成3年に行なわれたシンポジウム資料から得られた情報のみを記す。倉庫群は、台地縁辺に沿って3列の異なった規模の総柱倉庫群が確認されている。調査区壁面の土層の観察では、整地層が確認でき、広範囲に亘る造成が行なわれていた。掘立柱倉庫跡に隣接して土採り穴（「3号溜池状遺構」とされる）から、8世紀第3四半期といわれる須恵器高台付坏が出土している。この土採り穴は、6世紀といわれる住居跡を切っているらしく、中宿遺跡の集落の形成は、6世紀から継続しているらしい。しかしこの段階の一般的な古墳時代後期の集落と比較すると散在的である。

また中宿遺跡の出現と前後して、白山遺跡や内出遺跡・熊野遺跡など7世紀後葉から集落を開始する遺跡が、至近距離に登場することは、注目しておく必要がある。鳥羽政之氏が、「くしくも中宿遺跡の掘立柱建物の造営時期と機を一にしており、ここに当時の何らかの政治的意思を見出した。い。（北武蔵古代文化研究会 1991）」とされたように、郡家の造営と近隣集落の動向を有機的にとらえていくべきであろう。

#### XVIII 御殿前遺跡（東京都北区西ヶ原） 推定武蔵国豊島郡家跡

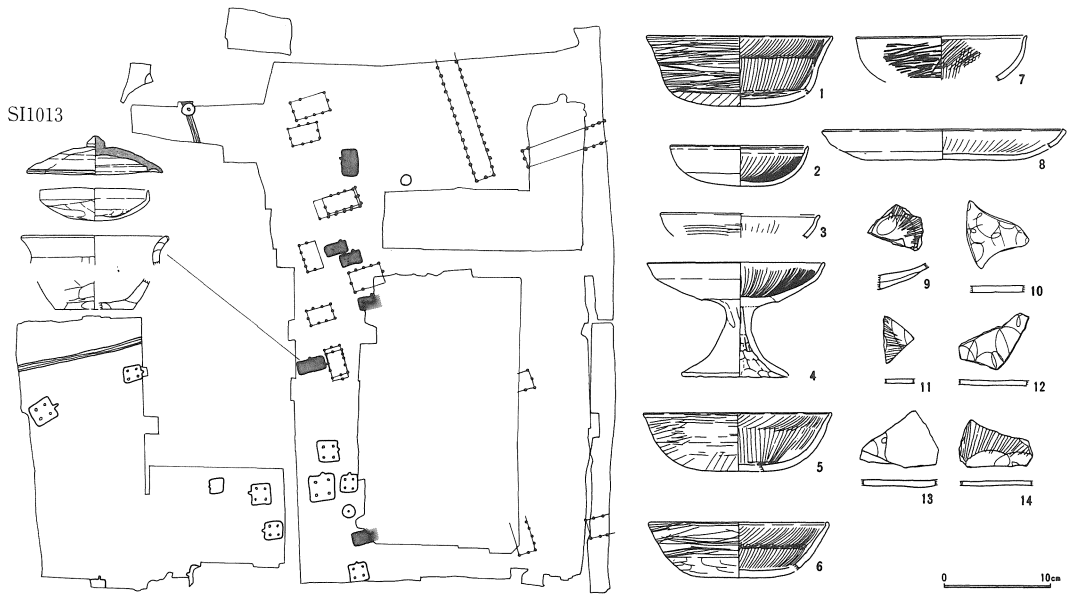
豊島郡家跡である御殿前遺跡では、倉庫群・政庁域とその中間地帯の雑舎群が確認され、これに先行する竪穴式住居群も確認されている。まず倉庫群・政庁域の中間地帯から検討する。

報告書では、細かな遺構の変遷（遺構期）と土器編年が考察されている。遺構期では5期8細分土器編年では、3期の変遷が示されている。これによると、遺構期：土器編年は、I a期↔I期（660～680）、I b期↔II期（680～700）、II a期↔III期（700～720）に該当するとされている。さらに各遺構期の遺構の構成から、I a期は「郡衙造営にかかる集落」、I b期は第1期官衙ととらえられている。

まず集落の構成を再検討してみる。I a期は全て竪穴式住居で構成され、内4棟が、長方形建物である。調査区中央北半に棟方向を揃えてまとまっている。また一般的な竪穴群は、調査区南側にやはり棟方向を揃えてまとまっている。長方形竪穴群からの出土遺物は乏しく、僅かにSI103からの返りのある坏蓋によって、I a期に編入されている。しかし仙台市郡山遺跡や二本松市郡山台遺跡などの例から、掘立柱建物群と併存していたと考えられる。一方、I b期の掘立柱建物群の棟方向をみると、長方形竪穴群のそれと一致し、重複する部分も少ない。このことからI b期の掘立柱建物群がI a期へ遡るか、長方形建物群がI b期となると思われる。おそらく後者であろう。

調査区南側にまとまる竪穴群は、その後のI b期に入っても竪穴式住居群が構築されている。この一角が、遺構期I a期に先行する0期にも竪穴式住居跡・掘立柱建物跡を構築しており、伝統的な竪穴居住区域であったのだろうか。

また倉庫群（正倉院）と関わる七社神社前B地点では、B-SI10・11の2軒の竪穴式住居跡が、倉庫群に先行することが確認されている。この2軒は、A地点のA-SI 9・10・11の3軒の竪穴式



第8図 御殿前遺跡第I期官衙と畿内系暗文土器

住居跡とともに、7世紀後葉から末にかけての竪穴群である。さらに報告書によるとA-SI 9は、官衙造営期まで凹地であったことが確認されている。また地下鉄7号線西ヶ原駅（仮称）遺跡でも先行する竪穴式住居跡が調査されているらしい。

ところで倉庫群（正倉院）の成立は、これを区画する大溝の年代から、『七社神社前遺跡I』では8世紀中頃以降、『御殿前遺跡』では9世紀後半代、『御殿前遺跡II』では8世紀の末から9世紀の初頭とする見解が掲載されている。ここで正倉院の成立年代に迫る確心の資料はないが、他の郡家の例からおして、さらに遡る可能性もある。

なお政庁域の区画内では、竪穴式住居跡を確認することができない。

以上から御殿前遺跡の場合、7世紀の後半代に竪穴式住居から構成される集落が先行して形成され、7世紀末葉から8世紀初頭に工房建物を含んだ官衙建物群と竪穴群が形成され、8世紀から9世紀にかけ正倉院と政庁・官衙建物群が成立したと考えておきたい。

#### XIX 長者原遺跡（神奈川県横浜市緑区荏田町字富士塚） 推定武蔵国都筑郡家跡

谷本川の形成する樹枝状台地の頂部を平坦に造成し、近隣にない比較的広範囲な平坦面を造出し郡家を造営している。しかも郡家機能に添った造成区画が成されていたようで、倉庫群・厨・政庁・雑舎群が、個々の小台地に分散して造営されている。この平坦面に22軒の竪穴式住居跡が確認されているものの、正式な報告書が出ておらず細かな変遷観はつかめない。しかし水野順敏氏の説明によると、竪穴式住居跡の大半は古墳時代後期に属し台地上に散在的に存在していたようである（茨城県考古学協会 1988）。

古代官衙としての長者原遺跡の形成は、すでに7世紀中葉に始まっていたらしい。それは掘立柱倉庫群から始まったようである。第2・18号掘立柱倉庫跡が、7世紀後葉の土師器・須恵器の出土する第22号住居跡の構築に先行し造られていた。また3号掘立柱倉庫は、37号住居跡を壊して構築



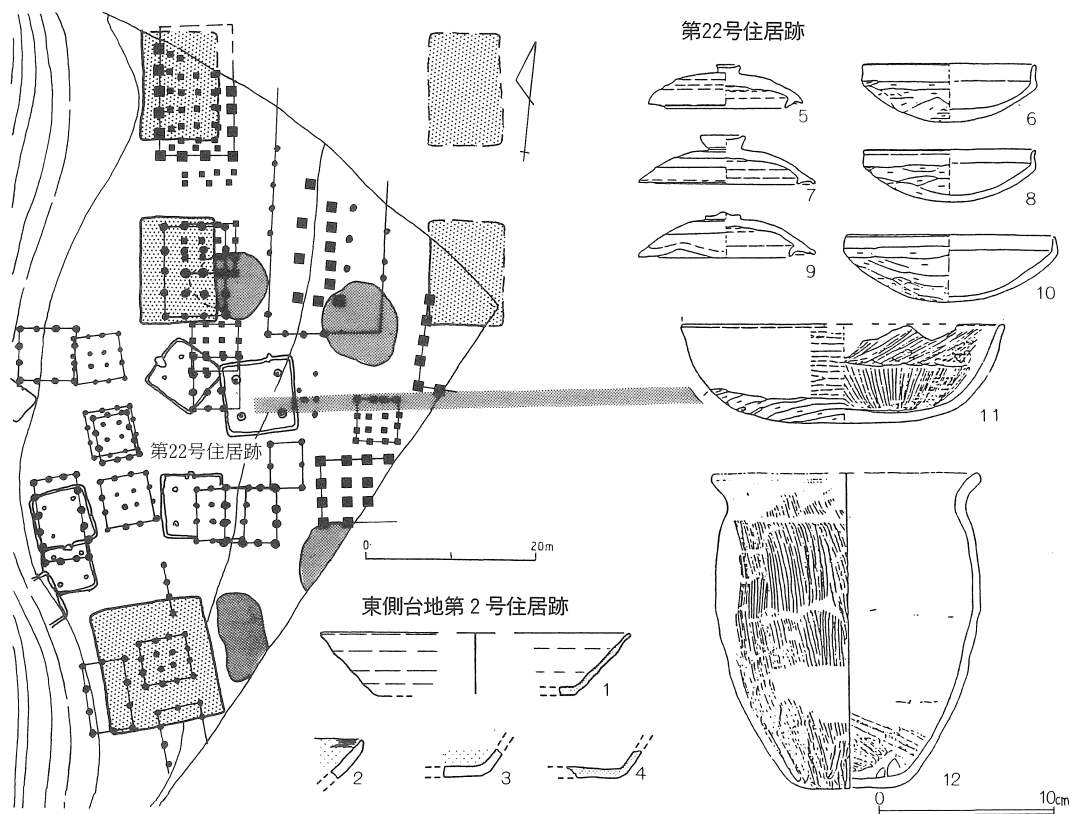
している。さらに22号と3号住居跡が棟方向を同じくし、同時存在とすると、「18・2倉庫跡→22・37住居跡→3倉庫跡」と変遷する。少なくとも7世紀中葉に棟を揃える布掘りの3×3軒の掘立柱倉庫群が存在していた。

また東側の台地では、長屋と6～7回に互る大形建物が、コの字型に配置されていた。この一角は、政庁と考えられている。ここにある長方形竪穴の2号住居跡からは、8世紀中葉の出土遺物があり、重複関係上最も古い2×15間の東脇屋の掘立柱建物は、7世紀末まで遡る可能性がある。

2号住居跡はさらに長方形竪穴であることから、隣接する2×3間の小形の掘立柱建物群とともに、手工業部門を含めた郡家の実務官衙部門を担っていたと考えられる。このことから8世紀中葉以降に東台地北半の政庁機能は停止したか、質的転換を行なったと考えられる。また倉庫群の有礎建物への転換は、他の遺跡の例から8世紀中葉以降としておきたい。

以上の発掘調査例から第I期官衙と先行集落の関係を類別すると、次の4形態が存在する。

- A 6世紀以来、継続的に営まれていた一般集落が、郡家の造営に当って移転・撤去された遺跡  
日秀西遺跡・大畑I遺跡・(中宿遺跡)
- B 7世紀の後葉(官衙の成立直前期)に突如集落が出現し、郡家の造営以降、竪穴群が一定の箇



第9図 長者原遺跡倉庫群と第22号住居出土遺物

所へ編成される遺跡

東山遺跡・郡山遺跡・大浦遺跡・清水台遺跡・関和久遺跡・梅曾遺跡・平沢遺跡・神野向遺跡・御殿前遺跡・長者原遺跡

C 先行する集落が確認されず、突然郡家が出現する遺跡

名生館遺跡・三十三間堂遺跡・國府野遺跡・(古郡遺跡)

D 郡家出現以前に先行して官衙建物群が確認される遺跡

郡山台遺跡・(中村遺跡)

(ただしC類に分類した遺跡であっても将来、調査の進展によってB類となる可能性がある。)

## 2 官衙先行集落の特徴と郡家の造営

郡家の成立と先行集落の編成(在地集落の変容)に、4形態が存在することが明らかとなった。次にこれらの集落にまみられる長方形堅穴、あるいは第I期官衙と先行集落へ供給された土器の変化を取り上げ、その特徴を考えていく。

### (1) 長方形堅穴

一般的に短辺:長辺=1:1.5以上の堅穴は、工房跡と呼ばれている。無論、異論はないがとくに郡家跡の発掘調査で確認される長方形堅穴の特殊性について記しておく。長方形堅穴の上屋を支持する柱は貧弱だが、一般的な堅穴式住居跡に比較して数が多い。また床面は、固く踏み固め(貼床等)られず定住性に乏しい。長方形建物が、仮設建物のためであろうか。

また長方形建物からの出土遺物は少ない。そのため出土遺物から何を生産した工房か、金属関係工房以外はなかなか難しい。けれどもその工房跡で生産された製品は、官衙造営と関係する製品か官衙機能を運転させる製品と考えられる。

まず郡家の造営について考える。郡家の造営・修繕は、雑徭や雑徭外徭役として国司(実際は郡司)に差発されたもの(仕丁)を中心に行なわれた(賦役令雑徭条)。そこでは官費(郡稻)が当てられ、食糧と労働用具が貸与された。労働用具は、官が管理し、製品の種類や生産量、製作時期などの生産調整等の工房の経営は、官の計画に沿って行なわれていた(石母田 1971)。一方食糧は、官から調理済みの食品が給食されるのではなく、郡家の建設予定地内の堅穴式住居にカマドが付設されていることから、個々の堅穴で調理されていたと考えられる。ただし食膳器や貯蔵・煮沸具が欠けることから、これらは官が一括管理したか、自弁し持ち帰ったのであろう。おそらく後者であろう。

一方、官衙機構の一部としての工房跡は、郡家の機能上要求される手工業製品を生産していく工房である。工人は必要に応じて差発され、長方形堅穴からの生活材が乏しいことから郡家内には、常駐していなかったと思われる。工人たちは、郡家に付属する工房群に集中し、郡家内の需要に応じた生産をしていたと考えられる(浅香 1971)。

なお今回対称とした郡家跡の各遺跡からは、紡錘車が出土していないことから、紡績段階までは各集落の堅穴式住居跡で行ない、機織段階以降は、郡家の機織工房で集中的に生産され、その製品は、郡家で管理されていたと考えられる。郡山・郡山台・御殿前・長者原遺跡など長方形堅穴群と

併存する掘立柱建物群の一部には、機織工房も含まれていたと考えられる。ただしこうした手工業製品の集中生産・管理体制は、郡山遺跡第Ⅰ期官衙段階にはみられ、すでに郡家の基本的機能に組み込まれていたと考えられる。

また工房跡で消費される燃料は、郡内の公私共利の山川藪沢から供給されていたと考えられる。しかし原料・資材の運搬や生産過程に問題のある手工業製品（窯業製品等）は、郡内の適地に官衙工房・管理機能が分置されるか、交易等で調達されていたと考えられる。

## （２） 供給土器の変化

次に第Ⅰ期官衙に供給された土器群と、先行集落に供給された土器群の組成を検討する。これによって遺構群の性格がどのように変化するか検討する。ただ郡家跡は、出土遺物が少なく、また先行集落も前述のように造営にかかわる集落の場合、資料的に不足していることは否めない。そのなかで郡山・日秀西・御殿前遺跡は、比較的良好な資料に恵まれておりこれを活用することとする。ここでは該期の全土器をまず在地産土師器・搬入（系）土師器・須恵器に分解し、それぞれの形式の土器の総出土点数によって、各遺跡に供給された土器の傾向を表現する（第11図参照）。

郡山遺跡の先行集落には、在地産の坏形土器と拮抗するほど、関東系坏形土器が多量に供給されている。在地産土師器とは栗罎式土器であり、関東系土師器は真間式土器といわれる半球系の碗形をした坏である<sup>(16)</sup>。関東系土師器は、橙色で軟質の器肌のため、黒色や暗黄褐色で硬質の栗罎式土器とは、例え破片であっても明瞭に分別が可能である。また東海系の須恵器が、多量に搬入されてきている。

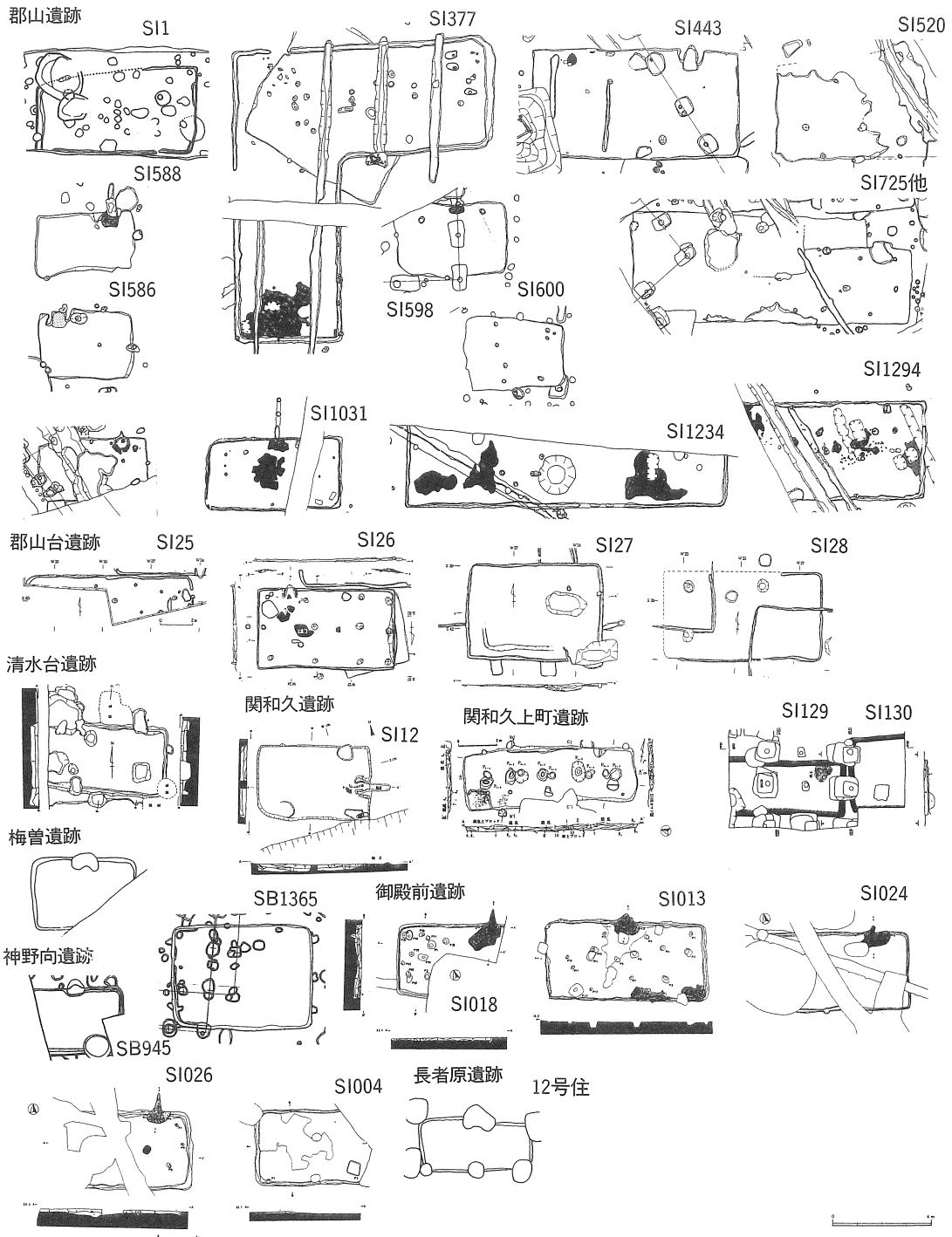
しかし第Ⅰ期官衙になると、在地産の坏類が急速に増加している。とくに関東地方のこの段階の各遺跡でほとんどみられない高坏類が、多量に供給され郡山遺跡第Ⅰ期官衙の機能（供給等）の一端を知ることができる。反面、関東系土師器の供給は急速に低下し、出土量が半減している。また同時に在地産須恵器が、大量に供給されるようになる。

先行集落の食膳具と貯蔵・煮沸具の比率は、一般集落のそれと余り変わらない。しかし第Ⅰ期官衙では、貯蔵・煮沸具の供給量が激減している。これは調理が、個々の竪穴式住居毎の煮沸単位から、厨家などによる集中管理体制へ移行したためであろうか。またSI261（第Ⅰ期官衙）から畿内産暗文土器坏Cが、一点出土していることも見逃せない。

日秀西遺跡の官衙群（倉庫群）に先行する集落は、古墳時代後期から続く伝統的な集落である。土師器の型式学上も集落の最終段階と第Ⅰ期官衙は重複し、前述のように集落の移転を伴う郡家の造営が想定されている。この官衙直前集落に供給された土器群の食膳具と貯蔵・煮沸具の比率は、一般集落とそれほど変わらない。しかし第Ⅰ期官衙になると、貯蔵・煮沸具が急激に減少している。

また北武蔵から有段口縁坏、南武蔵から比企型坏が搬入されてきている。その比率は、先行集落から第Ⅰ期官衙へ移っても同程度の量が供給されている。しかし畿内系暗文土器は、第Ⅰ期官衙に伴う食膳具と考えられる。須恵器は、東海系の製品が搬入されている<sup>(17)</sup>。しかも坏蓋身が多く、食膳具を必要とする供應等がその背景に考えられる。

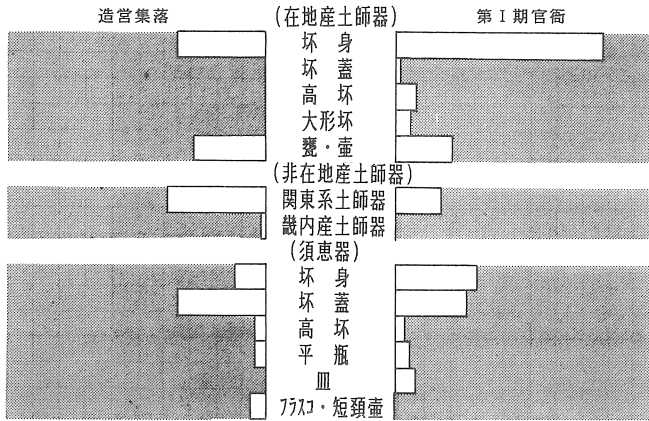
御殿前遺跡では、先行集落と第Ⅰ期官衙に供給されている土器群を比較すると、食膳具・貯蔵煮沸具を通して、器種組成上の変化はみられない。しかも先行集落から畿内産暗文土器、南武蔵の比



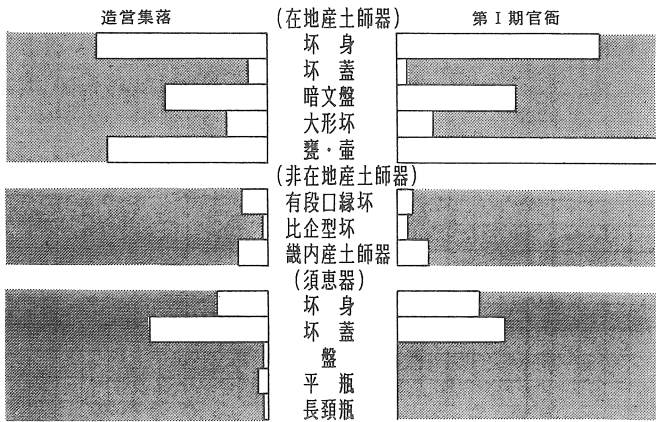
第10図 郡家跡発見の長方形竪穴

企型坏・北武蔵の有段口縁坏などの搬入土師器が定量存在している。同様に赤彩された盤形暗文土器が、坏類の半数に匹敵するほど供給されている。一般集落に供給された土師器と、異なる流通経路によってもたらされた搬入土師器や赤彩暗文土器が、すでに先行集落では供給されていた。御殿

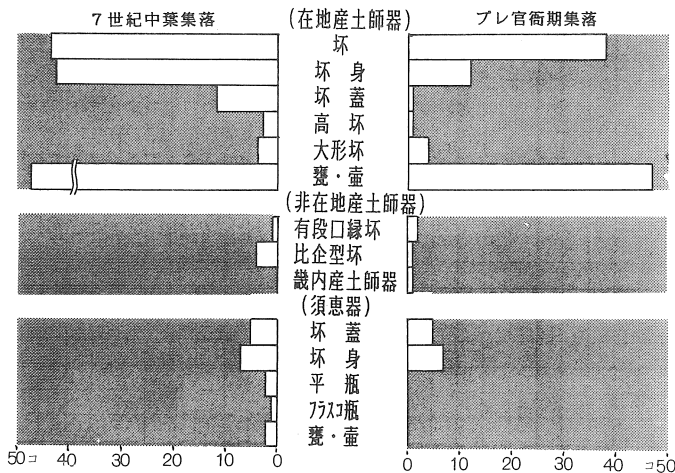
郡山遺跡



御殿前遺跡



日秀西遺跡



第11図 先行集落と第I期官衙へ供給された土器

前遺跡は、郡家跡へ移行する集落といった特殊性があるのだろうか。さらに東海系の須恵器が、先行集落・第I期官衙を問わず出土している。しかもそのほとんどは、食膳具に限られている。

このように供給された土器は、各郡の事情によって様々な経緯から編成されていたことが明らかになった。伝統集落を撤去した形の日秀西遺跡の場合を除き、第I期官衙に先行する集落には、造営集落としての特色を指摘することができた。すでに律令時代的な土器様式に転換した関東地方では、御殿前遺跡のように第I期官衙に入っても、大量の官衙的色彩の強い土器群が供給されていた。一方、古墳時代的な土器様相を残存させていた郡山遺跡など東北（陸奥国）では、第I期官衙に再び多くの在(地)産土師器が供給されたようである。

(3) 郡家の造営とその過程

文献資料に残る藤原京や平城京の造営の姿を通じて、郡家の造営過程を復元すると、①造営地の選定→②構造物の撤去→③造成→④縄張り→⑤地業→⑥柱・壁体の建造→⑦屋根葺・内装の順序で行なわれたと考えられる。ここでは①～③の過程について分析する。

①造営地の選定 『続日本紀』和銅元年九月戊寅条には、元明天皇が平城へ巡幸し「觀其地形」

とある。これは平城遷都に先行して、予定地を視察していたことを示す記事である。新都城の選定にあたり、中国の風水の思想が考慮されていたことは改めて述べるまでもないが、平城京が、上ツ道・下ツ道や地方官衙へ通じる官道を重視した配置計画がされていることは、律令制社会を考えるうえで、きわめて有効的である。

すなわち文書伝達事務の迅速的対応に基づく中央政府の地方支配、地方における治政の上表、物資の中央集中の利便等、交通行政は国家の要といっても過言ではない。当然、郡家の選地も東山道や東海道などの主要官道、津などを中心に広がる枝官道沿いに選定された場合が少なくない<sup>(18)</sup>。また『常陸国風土記』によると多珂国造石城直美夜部と石城評造部志許赤等が、郡家への往来の不便を理由として石城郡の立郡を許されている。おそらく官道の近くに選定された郡家が、在地首長の総意に基づいた造営ばかりではなかったであろう。

ところで前述のように郡家は、広範囲なオープンスペースが必要とされる。選定には、とくに郡家の機能上最も重要視される徴税とその収納施設である倉庫群が、機能的に配置できる土地が選定されたと考えられる。しかも「倉庫令倉於高燥処置条」が示す、高燥地や類焼防止を考慮した配置まで採っていたとすると、郡内にこうした土地をしかもできれば、公私共利の空閑地に選定したと考えられる。

②**構造物の撤去** 公私共利の空閑地で、しかも官道の近隣等に広いオープンスペースが確保できる場合は兎も角として、下総台地のように樹枝状台地が発達した空間では、こうした土地はすでに居住域としてほとんど開発されていた。そのため既存の集落・居住地等を移転させ、郡家敷地を確保したと考えられる。日秀西遺跡は、こうした被移転集落であろう。伝統集落が一斉に移転した例は、日秀西遺跡に限られる<sup>(19)</sup> ことから彼らは、「菅原」の百姓のように布や穀の支給を郡(国)から受けた<sup>(20)</sup> か、天変地異や疫病発生時のように一定期間の免税措置が採られたと考えられる。

関和久遺跡のように低地に倉庫群を選定した場合、すでに存在していた耕作地は収公された。水田等の課税対称地は、代替地が与えられ、畠・桑地・園地は調の免除や布穀が支給された(石母田1971)。

墳墓の場合はどうであろうか。和銅二年冬十月癸巳条の勅によると、平城京内に掛かる古墳が、造成のため発かれていたのでその措置が命ぜられている。古墳は、7世紀後葉から8世紀代にあっても在地首長層の伝統的権威の象徴であり、地域支配の要であった<sup>(21)</sup>。墳墓の破壊は、この伝統的イデオロギーを打破る、新しい支配原理を導入した律令国家を背景に行なわれた。ただし大畑I遺跡に見られるように必ずしもそれは絶対的ではなく、ある程度柔軟な対策が採られていた。郡山・清水台・大畑I・中宿等の遺跡では、郡家跡の敷地内から古墳の周溝が確認されている。しかし大形古墳はなく、全て小円墳である。大畑I遺跡に明らかに見られるように、隣接する竜角寺古墳群でも大形古墳が壊されずに、官衙建物群が形成されていることは、在地首長層である郡司の伝統的権威の象徴を肯定しつつ、官衙の造営が行なわれていたことを示している。

③**造成** 地上の建物群や作物が撤去された後、広いオープンスペースを得るために、現状の地形を生かしつつも、高所を削り低地を埋め立てる造成が行なわれている。『続日本紀』によると、先の和銅二年冬十月癸巳条に先行して、和銅元年十二月癸巳条に「鎮祭平城宮地」とあり、墳墓の削平

に先んじて、地鎮祭が行なわれていたことをしめす。古墳の盛土や石材も造成建設資材として、盛んに用いられたと考えられる。

ところで郡家政庁が、国府政庁に先駆け7世紀後葉から8世紀初頭には成立していたことを考えると、郡家造営の地鎮や国司巡行<sup>(22)</sup>の共食に、畿内産暗文土器が使用された可能性がある。郡家でも都城とは規模こそ異なるが、官衙造営に先立ち使者が使わされ、地鎮が行なわれていたと予想される。『御殿前遺跡』などに見られる漏斗状の遺構が地鎮祭の痕跡を示すか定かではない。

さらに造成の実例として、東山・長者原遺跡等では、狭い台地の上面を全体的に切土し、緩い斜面部に盛り土している。また中宿遺跡を始めとする各遺跡では、官衙の大幅な建て直しの際に広範な整地作業が行なわれていた。郡家跡とは異なるが、多賀城跡の南門の隣地に存在した田屋場横穴は、外郭南辺築地の基礎整地層の形成過程で消滅している。また藤原京朱雀大路の通る日高山は、5～7世紀にかけての継続的な埋葬地であつたらしく、藤原京の造成にともない埋め立てられている。そのなかの日高山横穴群は、内部が綺麗に清掃され新しい土を詰め直した痕跡が確認されている。『続日本紀』和銅二年冬十月癸巳条<sup>(23)</sup>を想起させる事例である。

このあと④縄張り以下が行なわれ、本格的な郡家の造営となるわけである。ただし考古学的調査では、⑤地業段階までしかなかかなか知ることはできない。

## まとめ

平城京や藤原京ほどの規模はないにしろ、7世紀後葉を中心として造営された郡家は、それまでの地方の構造物のなかでは比類のない規模であった。しかも郡内支配の精神的支柱として、隣地に建立された古代寺院の存在は、新たな地方支配の幕開けを告げるものであった。完成された七堂伽藍や整然とならぶ倉庫群、郡内政務の中心で身分表象の場でもある政庁が、郡内百姓に対し国家威信の象徴ばかりではない。

すでに郡家の造営段階から、①郡内の公私共利の地が奪われ、②住宅・墳墓・田畠・園地は移動させられ、③労働力は郡家敷地内に集中させられていた。7世紀後葉にこうした大規模な倉庫群や政庁が営みえたのは、それ以前の在地首長層の持つ労働力の差発権が、温存されていたからにほかならない。国家的事業に関係した造営に、在地の労働力が提供されたことは、『日本書紀』にみられる天智天皇陵の造営に際し国造の持てる役民の存在を忘れてはいけない。例え在地首長層間の抗争によって、交代があつたとしてもその関係は変わることがなかった。

このように郡家と先行する遺構群との関係を整理すると以下の4類型にまとめることができる。在地首長層は、この差発権をもつてまず、選定された郡家候補地に、竪穴式住居跡から構成される集落を編成した。造成の際には、郡内の役民をここに集住させ、構造物の撤去、立木の伐採、池溝の埋め立て掘削等に当らせたのであろう。しかもこれらの工事は、500人以上を超さない程度で行なわれ、雑徭が当てられた。この郡家の造営のための集落を「造営集落編成型」と呼ぶこととする。

一方、在地内の諸事情から敷地にゆとりのない場合は、既存の集落が移転させられ、そこに郡家が造営された。彼らには、布・穀等の支給や調・庸等の免税措置が図られたのであろう。彼らの集落は、一般の農耕集落であり、移転直前に供給された土器は、他の遺跡のそれとほとんど変りはない。

い。この型の先行集落を「伝統集落撤去型」とする。

ところが造営集落編成型の集落へ供給された土器は、貯蔵・煮沸具は少なく、食膳具が多い。また畿内系暗文土器やそのほかの搬入品が多く見られる。供給された土器にも、違いが生じていたのである。

さらに郡山台遺跡のように、すでに成立していた官衙を再編成し、郡家としての機能を持たせた「先行官衙機能型」が存在する。さらに先行する遺構群が存在せず、郡家が直接出現した「先行遺構無在型」があった。しかし既存の在地首長の居宅が、そのまま郡家に当てられた例は見られない。「はじめに」で述べた第4の可能性は、否定されなければならない。

郡家の造営は、古墳を破壊するなど古墳時代の構造物を否定し、新たな在地の諸秩序が形成されていくターニング・ポイントになっていたことは歪めない史実であろう。

二年前の夏に、東北地方の城柵官衙を見学する機会があった。城柵官衙の所在する各市町村の担当者の方に、継続的に調査される上での苦労や楽しみ等を聞かせていただき、何かまとめておきたくなった。そこでとくに古代国家の成立期前後の問題として、第I期官衙と先行集落に関する資料を整理し、両者の関係を考察しておくこととした。なおここで郡家のみを扱ったのは、国府や郡内に分置された官衙などは、異なった編成原理が存在すると考えたためである。稿を改め本稿とともに追及したい問題である。

なお末筆となりましたが、以下の方々に本稿をまとめるに当り大変お世話になりました。芳名を記させていただきます、御礼に返させていただきますたく思います。

池田敏宏・石川俊秀・伊藤博行・大江正行・小沢 洋・木村浩二・木本元治・黒沢彰哉・  
木幡成雄・小松正夫・斎野裕彦・坂井秀弥・菅原祥夫・鈴木勝彦・高崎光司・高橋誠明・  
手塚 孝・利根川章彦・鳥羽政之・西井幸雄・日本窯業史研究所・根本豊徳・浜崎雅仁・  
柳沼賢二・八木光則・吉岡伸夫・渡辺 一

(五十音順 敬称略)

平成4年3月3日 脱稿

## 註

- (1) この条は、藤原京がすでに天皇の入京を終えていたことや、一五〇五畑の宅が現在の水田の下に存在していたか疑わしいとされている(青木他 1989)。
- (2) 造都による移転補償の記事は、平城京(和銅元年十一月乙丑条「遷菅原地民九十餘家。賜布穀」)では布・穀が支給されているが、由義宮(宝亀元年正月乙亥条)・長岡京(延暦三年六月丁卯条)・平安京(延暦十二年三月乙酉条)では価を酬っている。
- (3) 発掘調査によってこうした遺構が確認されないのは、調査範囲が限定的で調査区が先行集落にかからなかったり、先行集落が確認されても、調査期間やその他の事情で精査されずに終了している場合があることを念頭に置く必要がある。いずれにせよ、古代官衙の建設に伴う遺構の存在を否定することにはならない。むしろ古代官衙相互の調査から、明確な部分を積極的に評価していく必要がある。
- (4) 吉田晶氏は、郡家の第2類型として「その地域の有力首長層の本拠または本拠地を主体として設定」されており、郡家には先行する在地首長層の居宅が、使用されていた可能性を指摘されている(吉田 1973)。ただし山中敏史氏の設定した本拠地型郡衙(山中 1983)は、有力首長層の吸引力でそ



- の本拠地に郡家が選定されるといった意味で異なっている。ここで上げた先行集落が、有力首長層の施設が含まれるかは、吉田氏の説を検討することに繋る。
- (5) 本稿では、調査内容の比較的明らかな19遺跡について基本的な分析を行なった。このほかにも角田市郡山遺跡・石巻市玉置遺跡・境町十三宝塚遺跡・つくば市東岡遺跡・いわき市郡遺跡・いわき市根岸遺跡・標葉町郡山五番遺跡・相馬市黒木田遺跡・白石市大畑遺跡・鎌倉市今小路西遺跡等の郡家推定地が調査されているが、今回は分析の対称に含めなかった。
  - (6) 7世紀後葉におおむね造営の開始される郡家は、本来評家とするべきであるが、本稿では全て郡家と表記した。郡家は、「郡衙」「郡役所」などとも呼ばれそれぞれ理由があるが、ここでは郡家を使用することとする。
  - (7) 栗圀式土器については、万葉の里シンポジウム実行委員会 1989、及び古代城柵官衙遺跡検討会 1992を参考とさせていただいた。また柳沼賢治氏には、郡山市の土師器についてご教示を得た。
  - (8) 長方形堅穴について郡山遺跡では、「それまで堅穴住居跡としてきたもののうち、明らかに官衙を構成する建物で長屋状を呈する堅穴遺構については「堅穴建物」と呼称する。」(仙台市教育委員会1991)とされている。
  - (9) このほかに関和久倉庫群の東側でSI36が確認されている。
  - (10) また関和久窯跡の調査によって、瓦の生産も隣接する丘陵の北斜面で行なっていた。瓦は、倉庫群政庁で多量に使用されている。
  - (11) 千葉県谷津・大北遺跡では、奈良時代の居宅と考えられる遺構がみられる(千葉県文化財センター1986)。掘立柱建物群や畿内産暗文土器などが多量にみられる。
  - (12) 平沢遺跡周辺を現在(財)茨城県教育財団で発掘調査中であり、古墳群を削平し官衙建物群が構築された状況が明らかになりつつある。つくば市中台遺跡群。
  - (13) 「倉庫令倉於高燥処置条」には、倉庫群の一般的な設置基準が示されている。
  - (14) 『出雲国風土記』『意宇郡条』に記された郷倉の例を引くまでもなく、郡家内の諸機能は、各郷に様々な理由で分置されていたと考えられる。
  - (15) 大野康夫氏によると、「谷に廃棄されていた土器は向台遺跡から主体的に行なわれており、郡課丁のうち郡衙で働く篠丁の居住域として向台遺跡をとらえることができよう。」とされている(千葉県教育委員会 1987)
  - (16) 関東系土器自身について、郡山遺跡の先行集落の段階に併行した関東地方の土師器は、全て半球の碗形をした坏に移行するのではない。依然として古墳時代後期以来の地域色の激しい土器群を含んだ組成を形成している。なにゆえ郡山遺跡を始めとする、7世紀後葉から8世紀始めにかけての東北地方の城柵官衙で出土する関東系土器といわれるものが、真間式土器系の土器に限られるか。これを明確にしない限りは、安易に関東地方からの搬入品として扱うことはできない。
  - (17) 東海系の須恵器が、6世紀末から7世紀後葉にかけて多量に関東以北へ搬入されていた事実は、後藤健一氏によると、国家による東国経営が、東海を媒体として行なわれていた事実を示すとされている(後藤 1991)。
  - (18) 山中敏史氏によると、「郡衙遺跡が、古代の主要交通路や河川に近接した交通の要衝に立地しているという一般的な特徴を備えているのは、税物の集散の便のためばかりではなく、この伝馬に関わる交通施設としての機能によっていた点も大きかった。」とされる(山中 1984b)。
  - (19) 大畑1遺跡の場合は、郡家の機能の拡大にともない官衙建物が、逐次集落を駆逐していったようである。
  - (20) ただし郡家の造営段階の在地社会は、古墳時代の在地首長制社会の延長線上にあり、移転にかかる集落そのものも、在地首長層の掌握化にあったとすると、郡家にもなる集落の移転は、在地首長層への奉仕という形を採るのであろうか。
  - (21) 7世紀後葉まで築かれた多くの後期古墳は、互いの周溝を傷付けることなく迂回させ、変形させるなどの措置を採っていたが、飛鳥石舞台古墳にみられるように7世紀中葉以降、古墳を破壊し、構造物が造られる事態が増加していった。
  - (22) 山中敏史氏によると、「8世紀初頭までは、国司は拠点的な郡衙に駐在したり、あるいは各郡衙を巡

回することによって郡司の政務報告の統括や調庸物等の検校、郡司に対する律令法の伝達などの任務を果たしていた。」とされる(山中 1984b)。

- (23) この勅は、「造平城京司、若彼墳隴、見発掘者、隨即埋斂、勿使露棄。普加祭酹、以慰幽魂。」とある(『続日本紀』)。「雑令宿蔵物条」には、「凡於官地得宿蔵物者。皆入得人。」とあり、発見者が拾得できることになっているが、「得古器形異者。悉送官酬直。」ともあり、価値の高いものが出土した場合は、官が買上げてしまうことになっていた。

## 参考文献

- 青木和夫他 1989 『続日本紀』1 新日本古典文学大系12  
青木和夫他 1990 『続日本紀』2 新日本古典文学大系13  
浅香年木 1971 『日本古代手工業史の研究』  
足利健亮 1976 「古代都市としての郡衙」『歴史公論』10  
足利市教育委員会 1987 『國府野遺跡・第9次調査報告—正倉遺構—』  
石母田正 1971 『日本の古代国家』岩波書店  
井上光貞他 1976 『律令』日本思想大系3 岩波書店  
茨城県考古学協会 1988 『関東官衙遺跡検討会資料』  
印旛郡市文化財センター 1987 『大畑II遺跡』  
小笠原好彦 1981 「古代寺院に先行する掘立柱建物群」『考古学研究』111  
小川町教育委員会 1986 『那須官衙跡第四次緊急発掘調査報告書』  
大野康男 1986 「下総国相馬郡正倉跡の再検討」『研究紀要』10 千葉県文化財センター  
鹿島町教育委員会 1981 『神野向遺跡I—鹿島郡衙推定遺跡—』  
鹿島町教育委員会 1982 『神野向遺跡II—昭和56年度発掘調査概報—』  
鹿島町教育委員会 1983 『神野向遺跡III—昭和57年度発掘調査概報—』  
鹿島町教育委員会 1984 『神野向遺跡IV—昭和58年度発掘調査概報—』  
鹿島町教育委員会 1985 『神野向遺跡V—昭和59年度発掘調査概報—』  
鹿島町教育委員会 1986 『神野向遺跡VI—昭和60・61年度発掘調査概報—』  
北区教育委員会 1988 『七社神社前遺跡I』  
北区教育委員会 1988 『御殿前遺跡』  
北区教育委員会 1989 『御殿前遺跡II』  
北武蔵古代文化研究会 1991 『今よみがえる古代の役所—公開シンポジウム『中宿遺跡』を考える—』  
郡山市教育委員会 1979 『清水台—推定陸奥国安積郡衙遺跡第6次発掘調査概報』  
郡山市教育委員会 1987 『清水台—第10次A地点発掘調査概報』  
郡山市教育委員会 1987 『清水台—第10次B地点発掘調査概報』  
郡山市教育委員会 1987 『清水台—第11次A地点発掘調査概報』  
郡山市教育委員会 1987 『清水台—第11次B地点発掘調査概報』  
郡山市教育委員会 1987 『清水台—第11次C地点発掘調査概報』  
郡山市教育委員会 1988 『清水台—第11次D地点発掘調査概報』  
郡山市教育委員会 1991 『清水台—第13次B地点発掘調査概報』  
古代城柵官衙遺跡検討会 1988 『第14回 古代城柵官衙遺跡検討会資料』  
古代城柵官衙遺跡検討会 1989 『第15回 古代城柵官衙遺跡検討会資料』  
古代城柵官衙遺跡検討会 1990 『第16回 古代城柵官衙遺跡検討会資料』  
古代城柵官衙遺跡検討会 1991 『第17回 古代城柵官衙遺跡検討会資料』  
古代城柵官衙遺跡検討会 1992 『第18回 古代城柵官衙遺跡検討会資料』  
後藤健一 1991 「須恵器の編年 5 東海 B 静岡」『古墳時代の研究』6 雄山閣  
酒直遺跡発掘調査会 1986 『千葉県印旛郡栄町酒直遺跡発掘調査報告書』  
坂本太郎他 1986 『日本書紀』下 日本古典文学大系68  
仙台市教育委員会 1981 『郡山遺跡I』 仙台市教育委員会 1987 『郡山遺跡VII』

- 仙台市教育委員会 1982 『郡山遺跡II』 仙台市教育委員会 1988 『郡山遺跡VIII』  
 仙台市教育委員会 1983 『郡山遺跡III』 仙台市教育委員会 1989 『郡山遺跡IX』  
 仙台市教育委員会 1984 『郡山遺跡IV』 仙台市教育委員会 1990 『郡山遺跡X』  
 仙台市教育委員会 1985 『郡山遺跡V』 仙台市教育委員会 1991 『郡山遺跡XI』  
 仙台市教育委員会 1986 『郡山遺跡VI』  
 高井悌三郎 1934 『常陸国新治郡上代遺跡の研究』  
 多賀城市史編纂委員会 1991 『多賀城市史』第4巻 考古資料  
 竹内理三 1951 「郡衙の構造—上野国交代実録帳について」『史淵』50  
 辰巳四郎・屋代方子 1966 『塔法田遺跡発掘調査略報』  
 田中広明 1992 「考察」『新屋敷東・本郷前東』(財)埼玉県埋蔵文化財調査事業団  
 千葉県教育委員会 1986 『栄町埴生郡衙跡確認調査報告書』  
 千葉県教育委員会 1986 『大崩遺跡・龍角寺遺跡(第1、2、3、4地点)』  
 千葉県教育委員会 1987 『栄町埴生郡衙跡確認調査報告書II』  
 千葉県文化財センター 1980 『千葉県日秀西遺跡発掘調査報告書』  
 千葉県文化財センター 1980 『千葉県日秀遺跡遺構確認調査概報』  
 千葉県文化財センター 1981 『千葉県日秀遺跡遺構確認調査概報』  
 千葉県文化財センター 1982 『千葉県日秀遺跡遺構確認調査概報』  
 千葉県文化財センター 1985 「向台遺跡」「大畑I遺跡」『主要地方道成田安食線道路改良工事(住宅宅地  
 関連事業)地内埋蔵文化財発掘調査報告書』  
 千葉県文化財センター 1985 『大畑I-2遺跡』  
 千葉県文化財センター 1986 『大北遺跡・谷津遺跡・瓜作遺跡・池田古墳群』  
 坪井清足 1974 「地方官衙と城柵」『古代史発掘』9  
 栃木県教育委員会 1977 『中村遺跡第三次調査概報』  
 栃木県教育委員会 1979 『中村遺跡調査報告書』  
 戸田有二 1978 「地方官衙考」『国士館大学人文学会紀要』10  
 奈良国立文化財研究所 1990 『日本書紀を考える』  
 二本松市教育委員会 1977 『郡山台I』 二本松市教育委員会 1981 『郡山台V』  
 二本松市教育委員会 1978 『郡山台II』 二本松市教育委員会 1982 『郡山台VI』  
 二本松市教育委員会 1979 『郡山台III』 二本松市教育委員会 1983 『郡山台VII』  
 二本松市教育委員会 1980 『郡山台IV』  
 日本窯業史研究所 1984 『中村遺跡第7・8次調査報告書』  
 林部均 1986 「東日本出土の飛鳥・奈良時代の畿内産土師器」『考古学雑誌』第72巻第1号  
 福島県教育委員会 1973 『関和久遺跡I』 福島県教育委員会 1982 『関和久遺跡X』  
 福島県教育委員会 1974 『関和久遺跡II』 福島県教育委員会 1984 『関和久上町遺跡I』  
 福島県教育委員会 1975 『関和久遺跡III』 福島県教育委員会 1985 『関和久上町遺跡II』  
 福島県教育委員会 1976 『関和久遺跡IV』 福島県教育委員会 1986 『関和久上町遺跡III』  
 福島県教育委員会 1977 『関和久遺跡V』 福島県教育委員会 1987 『関和久上町遺跡IV』  
 福島県教育委員会 1978 『関和久遺跡VI』 福島県教育委員会 1988 『関和久上町遺跡V』  
 福島県教育委員会 1979 『関和久遺跡VII』 福島県教育委員会 1989 『関和久上町遺跡VI』  
 福島県教育委員会 1980 『関和久遺跡VIII』 福島県教育委員会 1983 『関和久上町遺跡VII』  
 福島県教育委員会 1981 『関和久遺跡IX』  
 福山敏男 1967 「地方の官衙」『日本の考古学』VII  
 古川市教育委員会 1987 『名生館遺跡VII』 古川市教育委員会 1989 『名生館官衙遺跡IX』  
 古川市教育委員会 1988 『名生館遺跡VIII』 古川市教育委員会 1990 『名生館官衙遺跡X』  
 前沢和之 1976 「『上野国交代実録帳』についての基礎的研究」『群馬県史研究』4  
 前沢和之 1978 「上野国交代実録帳郡衙項についての覚書」『群馬県史研究』7  
 万葉の里シンポジウム実行委員会 1989 シンポジウム『福島県における古代土器の諸問題』

- 宮城県教育委員会 1982 「御駒堂遺跡」『東北自動車道遺跡調査報告書VI』
- 宮城県教育委員会 1987 「亘理町三十三間堂遺跡他」『宮城県文化財調査報告書』124集
- 宮城県教育委員会 1988 「亘理町三十三間堂遺跡他」『宮城県文化財調査報告書』127集
- 宮城県多賀城跡調査研究所 1981 『名生館遺跡I』 宮城県多賀城跡調査研究所 1986 『多賀城跡』
- 宮城県多賀城跡調査研究所 1982 『名生館遺跡II』 宮城県多賀城跡調査研究所 1987 『東山遺跡I』
- 宮城県多賀城跡調査研究所 1983 『名生館遺跡III』 宮城県多賀城跡調査研究所 1988 『東山遺跡II』
- 宮城県多賀城跡調査研究所 1984 『名生館遺跡IV』 宮城県多賀城跡調査研究所 1989 『東山遺跡III』
- 宮城県多賀城跡調査研究所 1985 『名生館遺跡V』 宮城県多賀城跡調査研究所 1990 『東山遺跡IV』
- 宮城県多賀城跡調査研究所 1986 『名生館遺跡VI』
- 山中敏史 1976 「古代郡衙遺跡の再検討—郡衙成立期を中心として—」『日本史研究』161
- 山中敏史 1983 「評・郡衙の成立とその意義」『文化財論叢』奈良国立文化財研究所
- 山中敏史 1984a 「遺跡からみた郡衙の構造」『日本古代の都城と国家』
- 山中敏史 1984b 「都城と地方官衙II 国衙・郡衙の構造と変遷」『講座 日本歴史2』岩波書店
- 山中敏史・佐藤興治 1985 『古代の役所』古代日本を発掘する5
- 吉田晶 1973 『日本古代国家成立史論』
- 米沢市教育委員会 1991 『大浦』



# 研究紀要 第9号

1992

平成4年10月23日 印刷

平成4年10月30日 発行

発行 財団法人 埼玉県埋蔵文化財調査事業団

〒369-01 大里郡大里村大字箕輪字船木884

☎0493-39-3955

印刷 望月印刷株式会社